第四期決算公告

平成二十九年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	八二
固定資産	四
資産合計	八七

負債及び純資産の部

流動負債	六六
固定負債	二六八
株主資本	△二四七
資本金	一〇
利益剰余金	△二五七
（その他利益剰余金）	（△二五七）
（当期純損失）	（五三）
負債及び純資産合計	八七

平成三十年二月十六日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番地サーラタワー　サーラの水株式会社

代表取締役社長　本多　洋介

配当公告

名古屋市東区徳川二丁目一四番二号

破産者　中部日本化学株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年(フ)第二三五四号破産事件の第二回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三八三、九七四、六二九円

一、配当をすることのできる金額

金二六、八八〇、〇〇〇円

平成三十年二月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三三号本町法務ビル五階　破産管財人　岡田　千絵

配当公告

香川県木田郡三木町大字池戸二六六九番地二

破産者　白井　良尚

右の者に対する高松地方裁判所平成二十八年(フ)第一七九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四二、八六三、二〇三円

一、配当することのできる金額

金二二、三一八、五七八円

平成三十年二月十六日

香川県高松市寿町二丁目二番一〇号高松寿町プライムビル5階　アローズ法律事務所

破産管財人　藤本　邦人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県能代市富町三五番地、最後の住所秋田県能代市河戸川字上大須賀一二番地の二

被相続人　亡　櫻田　春男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

秋田県能代市字寿域長根三九番地一六

相続財産管理人　司法書士　伊藤　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県南秋田郡五城目町高崎字田中一五八番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　武田宇一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

秋田市山王中園町二番三四号　第一合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長谷川　康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鉾田市舟木五二番地二一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　深澤　賢治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

事務所茨城県水戸市五軒町二丁目二番七号

ＡＯＩ　ＣＯＵＲＴ五〇一

相続財産管理人　弁護士　野村　貴広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市渋川二四〇八番地、最後の住所群馬県渋川市渋川三八七八番地七

被相続人　亡　重野　勝哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

群馬県前橋市石倉町二丁目五番四号

相続財産管理人　弁護士　渡那部　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市下磯部二〇番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　浦野　專

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

群馬県高崎市本町一七二番地坂本正樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坂本　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市前原西一丁目三一番、最後の住所千葉県八千代市勝田台北二丁目二七番一九号　被相続人　亡　千葉　和久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

事務所千葉市中央区中央四丁目八番八号日進ビル六階Ａ室　野中・若林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野中　篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市上花輪一五〇七番地、最後の住所千葉県野田市山崎二五五五番地

被相続人　亡　中野　つね

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

事務所千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷一―七―三〇新鎌ケ谷センタービル三階　かまがや総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯嶋　孝明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市清水一〇番、最後の住所東京都品川区戸越三丁目一〇番一号芳山荘一〇三　被相続人　亡　服部　充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

東京都中央区築地二―一〇―五寿ビルディング七階金井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金井　重彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市寺地一丁目一四番、最後の住所石川県金沢市寺地一丁目一四番一〇号

被相続人　亡　越村　克男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

石川県野々市市本町五丁目一番四一号タウンビル一階

相続財産管理人　弁護士　長門　栄吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区永田町二丁目二七番地四、最後の住所山梨県甲府市中村町一一番一八号和久園　被相続人　亡　佐々木信枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十六日

山梨県甲府市北口一丁目一番八号甲府北口ビル古屋法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　宏治